

【連載】

高齢者役立ち かわら版

第19回

「消費者被害の現状について」

高齢者を狙う悪質商法などの手口は日々変化し、高額な被害が相次いでいます。

そこで今回は手口の一つの「架空請求」と消費者被害防止のための「消費生活センター」について紹介します。

架空請求の特徴について

最近、消費生活センターに寄せられる消費者被害相談の中で、郵便はがきを使って不当請求するものが大幅に増えています。

架空請求はがきの特徴には…

その1

「最終通告」、「民事訴訟」、「訴状受理」などの言葉が使われることが多い。

身に覚えがなく、初めて届いた通知なのに「最終通告」などと称し、裁判をイメージさせるような言葉で不安をあおる。

その2

請求金額や債務の内容がはっきりしない。

商品名など具体的な記載はなく、過去の何らかの契約と関連をほのめかす曖昧な内容が多い。

その3

公的機関のような名称が多い。

最近では「法務省認定〇〇」、「〇〇管理事務局」、「民事訴訟〇〇センター」など、公的機関だと勘違いさせるような名称が使われている。

その4

至急、電話をするように促す。

「期限が迫っていますので、至急、連絡をください。」などと明記し、慌てて電話をしてきた人を脅して高額な請求をします。

もし架空請求はがきが手元に届いたら…

悪徳業者は、連絡をしてきた人をターゲットに絞り込み、執拗に支払いを強要します。こちらから連絡をすれば、電話番号を知られてしまいますので、絶対に連絡しないようにしましょう。

身に覚えのない請求に応じる必要はありませんので無視してください。

困ったときの相談窓口

消費者被害で困った時のために、稲沢市では相談窓口として市役所内に「稲沢市消費生活センター」を開設しています。

稲沢市消費生活センター

開設日時 月曜日から金曜日（年末・年始及び祝日を除く）

午前10時から正午、午後1時から午後3時

電話番号 (0587) 32-2594

※相談は予約不要。消費者被害で困った時は「稲沢市消費生活センター」に相談しましょう。



※次回は「クーリングオフ」についてお伝えします。